

## 第2章 基準2 内部質保証

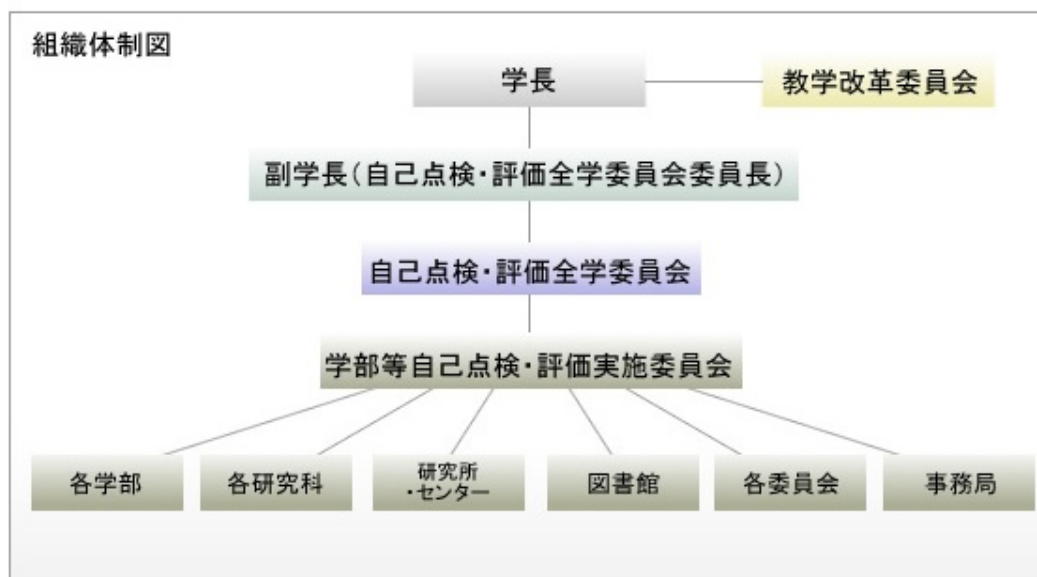
## (1) 現状説明

点検・評価項目①内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

2012年に「内部質保証の方針」を策定し、自己点検・評価全学委員会が全学的な内部質保証の中核を担い、5つの内部質保証システムを構築し、全学の内部質保証活動を実施することを明示している。(根拠資料2-1【ウェブ】)

点検・評価項目②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

神奈川大学学則第1条の2及び神奈川大学大学院学則第1条の2に基づき、2002年に「神奈川大学自己点検・評価規程」が制定され、自己点検・評価を行うための実施体制等について定めている。規程の第3条に記載のとおり、全副学長や各学部長を含む教学執行部を中心とした委員構成であり、全学的な内部質保証に関して責任ある立場の役職者により構成されている。そして、各組織の自己点検・評価を推進する組織として自己点検・評価全学委員会の下に、学部等自己点検・評価実施委員会を設置している。学部等自己点検・評価実施委員会の構成については、規程の別表第1(第2条関係)に記載されているとおりであり、各学部、研究科や教学の委員会の他に、事務局長を実施委員長とし事務局においても組織されている。(根拠資料根拠資料0-1【ウェブ】神奈川大学自己点検・評価規程)



点検・評価項目③方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

内部質保証システムを機能させるため、自己点検・評価全学委員会では体制の整備だけに留まらず、後述する科目ナンバリングやアセスメント・ポリシーの策定など全学的な課題に対して問題提起を行い中心的な役割を担ってきた。併せて、全学的な課題については大学教育のあり方や将来計画を審議する教学改革委員会とも連携を図っている。

教学改革委員会では、第3期認証評価に向け、「大学の求める教員像および教員組織の編制方針」の検証や第2期認証評価の努力課題のうち、大学院に関する項目については教学改革委員会の下に教学改革委員会小委員会を設置し、大学院の収容定員管理については検討内容を答申としてとりまとめ改善を進めている。また、教学改革委員会では学長のリーダーシップの下、教育課程の点検とし教学改革委員会のもとに、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」答申に対応した各種方策について検討するための小委員会を設置して学部のカリキュラム改革を主導的に担うなど全学的な改革を牽引している。(根拠資料 2-2)

新型コロナウイルスへの対応については、学長を議長とし、常務理事や副学長、事務局長、事務局次長、自己点検・評価全学委員会委員長及び委員(学部長)、事務局関係部署等による緊急対策本部会議を定期的に開催し、全学的な対応を決定し推進している。

学長方針決定後、遠隔授業対策本部が編成され、遠隔授業の実施及び授業支援等を検討し、自己点検・評価全学委員会委員の意見を踏まえ実施した。また、2020年度遠隔授業の有効性と課題を探るため、学生と教員を対象として「遠隔授業の有効性と課題に関する調査アンケート」を2回実施し、教育の質保証の観点から、遠隔授業対策本部にて集計・分析したデータをもとに遠隔授業運営対策を講じている。また、学生生活、学生への経済的支援及び研究活動支援など大学の質を維持するための対応を担っている。(根拠資料 2-3【ウェブ】)

また、第2期認証評価受審にあたり、2013～2015年度までは「中期目標・行動計画の3ヵ年計画」を策定し、PDCAサイクルの定着・促進を図ってきたが、「[学内]総括2015年度点検・評価活動の振り返り」に記載のとおり運営上の課題もあり、第3期認証評価に向けては、全学的な視点での取り組みを重視するため、自己点検・評価全学委員会では、前述の「内部質保証」の方針に基づき、各年度の年間スケジュール検討の際に重点的に取り組む事項を決定し、各取組を着実に推進できる体制とした。前回の認証評価受審後に取組んだ内容は以下のとおりである。(根拠資料 2-4【ウェブ】、2-5)

#### 「教育研究上の目的」「教育目標」「3つのポリシー」の見直し及び再構築

本学では、従前より「教育研究上の目的」「教育目標」「3つのポリシー」の策定、公表及び継続的な確認・見直しを行ってきたが、2017年4月1日より「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」において、全ての大学に3つのポリシーの策定・公表が義務付けられ、

省令の公布と共に中央教育審議会大学分科会大学教育部会が作成した『「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン』に沿った見直しが求められたことから、これらの省令とガイドラインに沿った「教育研究上の目的」「教育目標」「3つのポリシー」の見直しを2016年度に実施した。

「3つのポリシー」については、これまで組織毎に異なっていたポリシーの構成を全学で統一し、また、前述のガイドライン等の趣旨を踏まえ、ポリシー間の一貫性・整合性等に留意すると共に、学修成果の評価や入試選抜の方法に関する方針を新たに盛り込んだ内容とした。見直しの詳細及び経緯については、「[学内] 総括 2016年度 点検・評価活動の振り返り(最終版)」に記載のとおりである。(根拠資料 2-4【ウェブ】、2-5)

### 各授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連付け

前述の2017年4月1日施行の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」においては、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに一貫的な策定が義務付けられた。そのため、本学では、ディプロマ・ポリシーにおいて掲げた学位授与の条件(学修成果)を達成するため、ディプロマ・ポリシーを踏まえて適切にカリキュラムを運営すると共に、それぞれの授業科目ではディプロマ・ポリシーとの関連において互いに役割を分担する(学位授与に必要な学修成果の一部を担う)ことが必要であり、それらを実現していくための一方策として、シラバスに各授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連性を掲載した。実施に関する詳細及び経緯については、「[学内] 総括 2017年度 点検・評価活動の振り返り」に記載のとおりである。ディプロマ・ポリシーと各授業科目の関連については、ホームページにて、全てのシラバスにおいて公開している。(根拠資料 2-4【ウェブ】、2-5)

2017年度の授業科目に関するディプロマ・ポリシーと授業科目の関連性について、集計を行い、2018年度第3回自己点検・評価全学委員会にて報告している。(根拠資料 2-6)

### GPAに基づいた学生の学修指導

本学では、GPAを学内の奨学金や海外留学等の各種選考や、一部の学部・学科においてはゼミ・研究室選択における指標として活用してきたが、本学の学修指導では、取得単位数を基本として成績不振者に対する面談等を行っており、これまでGPAは活用されていなかった。そのため、成績評価の厳格化及び学生の日常的な学修活動を把握し指導するうえで学期ごとの学修成果を比較できるGPAに基づいた学修指導が必要と考え、GPAに基づいた学生の学修指導の実施について、自己点検・評価全学委員会より発議した。

実施までの経緯及び詳細は、「[学内] 総括 2018年度 点検・評価活動の振り返り」のとおりである。最終的に、全学部において学部・学科が定めたGPAの数値によって、成績不振者には学修指導を実施し、改善が見られない場合は退学勧告を行うことが決定し、2019年度の履修要覧より退学勧告の基準を記載し、学生への周知がされている。学部・学科で

定めた GPA の数値は前述の「[学内] 総括 2018 年度 点検・評価活動の振り返り」別添 2 を参照。(根拠資料 2-4【ウェブ】、2-5)

### 科目ナンバリング

中央教育審議会が 2016 年に公表した「3 つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」では、3 つのポリシーの一貫性が求められているため、カリキュラム・ポリシーに基づき系統的に教育課程が編成されているかを点検すると共に、学生へ向けた情報の可視化として、2019 年度の履修要覧より科目ナンバリングを実施することを自己点検・評価全学委員会より提案した。実施までの経緯及び詳細は、「[学内] 総括 2018 年度 点検・評価活動の振り返り」のとおりである。科目ナンバリングについては、2019 年度の履修要覧よりホームページで掲載し、学生への周知を図っている。(根拠資料 2-4【ウェブ】、2-5)

### 3 つのポリシーの英語化

大学の公共性や社会的責任を果たすために積極的な情報公開が求められる中、グローバル化に対応した情報公開の充実は必須であるとし、2017 年度にはアドミッション・ポリシーを、2018 年度にはディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについても英語版をホームページにおいて公開した。(根拠資料 2-7【ウェブ】)

### アセスメント・ポリシーの策定

「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)」において、教学マネジメントの確立に当たり、各大学が 3 つのポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、その成果を「アセスメント・ポリシー」等の尺度に則って点検・評価を行うことの重要性が指摘され、本学においても 2019 年度にアセスメント・ポリシーを策定した。これまで、学生の学修成果等については、「学生生活実態調査」をはじめとした各種アンケート等により把握してきたが、これらの取組は実施組織ごとに公開・活用していたため、自己点検・評価全学委員会にてこれらの取組を 3 つのポリシーを起点とした項目に整理し、取りまとめることによって学生の学修の成果を可視化した。アセスメント・ポリシーについては、3 つのポリシーとあわせ、ホームページにて公開している。(根拠資料 2-8【ウェブ】)

2020 年 4 月には、各組織が学生の学修成果を把握し、教育課程の点検の参考とすることを目的として「アセスメント・ポリシーの振り返り」をまとめた。(根拠資料 2-9)

### 第 2 期認証評価努力課題への対応

2015 年度に受審した際の努力課題については、自己点検・評価全学委員会が認証評価制度の趣旨を踏まえた適切な対応を図るべく、2016 年度より該当組織に対して改善状況の報告を求めるなど、改善の推進に取り組んでいる。2016 年 3 回委員会では各組織へ現状及び改善の方向性の報告を求めた。その後、2020 年にも改めて報告を求め、その結果をもって

学長主体となって全学的な改善を進めることを決定した。その後、改善に至っていない事項については、2021年度までに対応する旨、自己点検・評価全学委員会より各学部・研究科へ依頼した。(根拠資料 2-10、2-11)

点検・評価項目④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

2013年に制定した「学校法人神奈川大学情報公開規程」に基づき、本学HP「本学の情報」にて公表している。自己点検・評価活動に関しては、「神奈川大学学則」第2条の2及び「神奈川大学大学院学則」第1条の2において、点検・評価活動の公表について明記し、「点検・評価活動」サイトにおいて公表している。また、毎年度の活動総括についても掲載している。(根拠資料根拠資料 2-4【ウェブ】、2-12【ウェブ】)

点検・評価項目⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

前述のとおり、2002年に制定した「神奈川大学自己点検・評価規程」に基づき、自己点検・評価全学委員会を組織している。2018年度まで、副学長を委員長として、各学部選出の委員を中心に構成してきたが、委員には教学執行部が含まれておらず、実質的な自己点検・評価体制が整っていなかったことから、2019年度より自己点検・評価全学委員会の構成員に委員長以外の全副学長、学部長、研究科委員長を新たに構成員に加えるよう神奈川大学自己点検・評価規程第3条を改正し、内部質保証体制の強化を図った。

また、自己点検・評価全学委員会の下におかれている、学部等自己点検・評価実施委員会についても見直しを行った。これまで研究に関しては各研究所に学部等自己点検・評価実施委員会を設けることで自己点検・評価を実施していたが、これでは大学全体の研究活動を俯瞰して自己点検をする体制となっていないため、総合学術研究推進委員会規程により「神奈川大学における学術研究の推進に係る組織」として定められている総合学術研究推進委員会を加え、総合学術研究推進委員会が研究に関する自己点検・評価の責任組織となることを明確にした。(根拠資料根拠資料 0-1【ウェブ】神奈川大学自己点検・評価規程)

## (2) 長所・特色

内部質保証体制の強化のため、自己点検・評価全学委員会の構成を見直し、教学執行部を主なメンバーとした。また、研究に関する自己点検・評価の責任主体を明確にするため、学部等自己点検・評価実施委員会に総合学術研究推進委員会を加えた。

3つのポリシーの英語版を作成し、公表している。

### (3) 問題点

年度ごとに重点取り組み事項を決定し推進しているが、中長期的な内部質保証に関する計画が検討されていないため、今後は自己点検における中長期的な計画の策定も視野に入れることが必要である。

各授業科目とディプロマ・ポリシーを関連付け、各授業担当者に担当授業とディプロマ・ポリシーの関連について意識づけることはできたが、実施年度以降に、ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連性について振り返りを行っていない。また、集計結果について報告のみにとどまり、教育課程の見直し等に活用されていない。

### (4) 全体のまとめ

自己点検・評価全学委員会の構成員を見直し、内部質保証体制の強化を図ったが、まだ軌道に乗ったかどうかの判断はできていない。今後、教学執行部が構成員となったことで、各学部・研究科等の組織への働きかけ（点検・評価）を推進していきたい。

内部質保証に関する様々な取組を推進してはいるものの、中長期的な視点に欠けるため、今後は、神奈川大学の将来構想も踏まえた内部質保証に関する中長期的な計画の検討も必要である。現在の体制では、学生の学習時間、学習行動、学習成果の把握には限界があり、また、学生による授業評価結果を十分に活用することができているかという点、各学部の個別対応に依存しているため、大学全体としての教育の質の保証には課題があると言わざるを得ない。このような現状認識を踏まえ、2020年6月の教学改革委員会で、これまで各学部で実施されていた教育の質の保証に関する取り組みを、全学レベルで統一的に実施する基盤教育機構（仮）の構築について提案がされた。基盤教育機構の中核を担う専門的な人材として、2020年6月1日付で、この分野における学識豊かな人材を採用した。

アセスメント・ポリシーについても、策定したものの、初年度は振り返りにとどまっているため、今後の運用については検討していく必要がある。